

「みんなが主役 取り組もう!!ごみ減量とリサイクル」

「粗大ごみ・長尺可燃ごみ」の出し方にご注意ください！

11月1日から長尺可燃ごみの分別がスタートしましたが、間違った方法で出されているケースが多く見られます。また、粗大ごみとして収集できないものが一緒に出されていますので、適切なごみの排出にご協力をお願いします。

長尺可燃ごみ(ふとん・カーペット・すだれ・マットなど)の出し方



< 注意点 >

- たて・よこ・高さが1m以内になるように、ふとんはたたんで、カーペットやすだれは巻いて、ひもでしっかりとくってください。
- 袋に入れて出さないでください。
- ふとんは雨天または雨天が予想される場合は出すのを控えてください。
- 電気カーペット、電気毛布などは電気コード類を取り外すか切断して出してください。取り外した電気コード類は、「不燃ごみ」で出してください。
- テントを出す場合は、幕をたたむか、巻いてひもでくってください。支柱や金具などは「不燃ごみ」や「粗大ごみ」で出してください。
- 厚みが5cm程度のマットレスは「長尺可燃ごみ」で、それより厚みのあるマットレスは「粗大ごみ」で出してください。なお、スプリング入りマットレスはごみステーションには出せませんので、ごみ処理施設へ持ち込んでください。
- 粗大ごみと少し離して長尺可燃ごみの看板(コーン)の近くに出してください。
- 看板(コーン)がごみに隠れることのないように出してください。

出し方の見本



粗大ごみで収集できないごみが出されています



洗濯機は家電リサイクル法対象製品です。購入店や引取店で引き取ってもらってください。

解体やリフォームなどによって出たごみは販売店または施工業者に引き取ってもらってください。

購入店または取扱店に引き取ってもらうか、加古郡リサイクルプラザへ搬入してください(1日4本まで)。

収集できない粗大ごみについて

収集できない品目	処分方法
冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、洗濯機、テレビ、エアコン	家電リサイクル法対象製品のため、購入店または協力店に引き取ってもらう(協力店についてはごみカレンダーまたはごみの手引書を確認してください)。
消火器、塗料、廃油の入った缶、自動車やバイクのタイヤ、バッテリー	購入店または取扱店に引き取ってもらう。
畳、鉄アレイ、ボウリングの球、スプリング入りマットレス	ごみ処理施設へ直接搬入する。
雨戸や板戸、ドア、アルミサッシなど、家の解体やリフォームなどに伴って排出されたもの	販売店または施工業者に引き取ってもらう。

間違った方法で出されたごみは収集しませんので、残ったごみは必ず出した人が持ち帰り、適切に処理してください。

1月31日(月)に、稲美町清掃センターは閉鎖します

1月31日(月)をもって、稲美町清掃センターは閉鎖します。2月1日(火)からは、ごみを直接搬入する場合は以下のとおり各処理施設に搬入するようにお願いします。

なお、瓦・コンクリートがら・土砂などの受け入れや、犬・猫の死体の引き取りについては3月31日(木)まで、稲美町清掃センターで引き続き行いますが、電話での事前連絡が必要です。4月1日(金)以降の受け入れ、引き取りについては広報または町ホームページにてお知らせします。

エコクリーンピアはりま		加古郡リサイクルプラザ	
所在地・連絡先	高砂市梅井6丁目1番1号 ☎448-5260	所在地・連絡先	加古郡播磨町新島60番地 ☎437-7671
捨てられるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、長尺可燃ごみ	捨てられるごみの種類	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(空きびん・ペットボトル・空き缶・スプレー缶・古紙類・布類)、長尺可燃ごみ、剪定枝、草、落葉
受付時間	平日・土曜日・祝日 8:30~16:00	受付時間	平日 8:00~15:30 土曜日・祝日 8:00~11:30
手数料(家庭ごみ)	10kgにつき50円	手数料(家庭ごみ)	無料

「フードドライブ」にご協力ください！

食品ロスを削減するため、稲美町と播磨町は、生活協同組合コープこうべが取り組むフードドライブ活動を支援しています。以下の日時で実施しますので、皆様のご協力をお願いします。

と き 1月12日(水)~14日(金)
10:00~17:00
ところ コープ稲美(稲美町国岡1-106 ☎079-492-3781)
コープ播磨(播磨町野添267-1 ☎078-944-0239)

フードドライブとは？

家庭で余っている食べきれない食品を持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設に寄与する活動のことをいいます。

【寄付いただきたい食品】

「未開封」で賞味期限が1カ月以上残っている常温保存可能なもの
〔お米、パスタ・素麺などの乾麺、缶詰、レトルト・インスタント食品、海苔、お茶漬、ふりかけ、お菓子、飲料、調味料 など〕

【受付できない食品】

- ・賞味期限が1カ月を切っているもの
- ・開封されているもの
- ・生鮮食品(生肉・魚介類・生野菜)
- ・アルコール(みりん・料理酒を除く)
- ・製造者または販売者の表示のないもの

使用済みインクカートリッジ回収ボックスを設置しました！

家庭用プリンターの使用済みインクカートリッジの回収ボックスを役場本館1階生活環境課前に設置し、回収を開始しました。

回収した使用済みインクカートリッジは民間のリサイクル会社に送り、新たなインクカートリッジへと生まれ変わります。

資源の有効利用のため、使用済みインクカートリッジの回収にご協力をお願いします。

